

羽保福支第 4471 号

平成 29 年 12 月 28 日

市内指定特定相談支援事業所 管理者 様  
市内指定障害児相談支援事業所 管理者 様

羽曳野市保健福祉部福祉支援課長

### 障害福祉サービス費等及び障害児通所給付費等の支給決定通知書等の送付方法 の見直しについて（通知）

平素は本市障害福祉施策の円滑な推進について、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、標記のことについて、障害福祉サービス費等の支給決定通知書及び障害児通所給付費等の通所給付決定通知書等（以下「支給決定通知書等」という。）については、原則、当該支給決定障害者等及び通所給付決定保護者等（以下「利用者等」という。）へ直接送付すべきところ、担当する特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所（以下「相談支援事業所」という。）を通じて送付するケースが大半を占めています。この間、一部の利用者等より「そのような取り扱いを承諾した覚えはない」などの苦情が寄せられており、こうした取り扱いの見直しが必要となっています。

つきましては、平成 30 年 1 月以降の支給決定通知書等の送付については、原則どおり利用者等へ直接送付することといたしますので、お知らせいたします。

なお、従前どおり相談支援事業所を通じて支給決定通知書等の受け取りを希望される利用者等においては、当該受け取りを相談支援事業所に委任する旨の依頼書（別添「参考様式」参照）又は委任状を福祉事務所長宛に事前提出いただくこととしますので、よろしくお願ひいたします。

#### 【問い合わせ】

羽曳野市 保健福祉部 福祉支援課

担当：尾久、片上

電話：072-958-1111 内線1150、1211

FAX：072-957-1238

MAIL：fukushishien@city.habikino.lg.jp